

学校において予防すべき感染症にかかっている者についての出席停止の基準

	病 名	出席停止期間	出席停止期間についての補足事項	種別の考え方
第 一 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(ベーターコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る) 中東呼吸器症候群(ベーターコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9)	治癒するまで	感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。 感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により、必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認めた期間。 感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症及び二類感染症とする。
第 二 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ H5N1及びH7N9を除く) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風疹(三日はしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜炎(プール熱) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ 解熱した後2日を経過する まで ----- 特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了 するまで ----- 解熱した後3日を経過する まで ----- 耳下腺、顎下腺又は舌下腺 の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ全身状態が良 好になるまで ----- 発疹が消失するまで ----- すべての発疹が痂皮化する まで ----- 主要症状が消退した後2日 を経過するまで ----- 病状により学校医その他医 師において感染の恐れがな いと認めるまで	ただし、病状により学校医その他の医師にお いて伝染のおそれがないと認められたときは、 この限りではない。 感染症患者のある家に居住する者又はこれら の感染症にかかっている疑いがある者について は、予防処置の施行の状況その他の事情により 学校医その他の医師において伝染のおそれがない と認めるまで。 感染症が発生した地域から通学する者につい ては、その発生状況により、必要と認めたとき、 学校医の意見を聞いて適当と認めた期間。 感染症の流行地を旅行した者については、そ の状況により必要と認めたとき、学校医の意見 を聞いて適当と認める期間。	感染症のうち飛 沫感染するもの で、児童生徒の 罹患が多く、学 校において流行 を広げる可能性 が高い感染症と する。
第 三 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	症状により学校医その他医 師において感染の恐れがな いと認めるまで	※「その他の感染症」としては、溶連菌感染症、 ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感 染性胃腸炎)等があげられるが、出席停止の指 示をするかどうかは、感染症の種類や各地域・ 学校における感染症の発生・流行の態様等を考 慮したうえで、学校医その他の医師の指示に従 って学校長が判断する。 (学校保健法施行規則等により作成)	感染症のうち学 校教育活動を通 じ、学校におい て流行を広げる 可能性がある感 染症とする。